

店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた対応

- 店頭FX取引について、その市場規模の拡大に伴い、金融市場に与える影響が増大していることを踏まえ、店頭FX業者に対し、決済リスク管理強化等の観点から、次の対応を求める。

ストレステストを通じた自己資本の拡充（※1）

- 店頭FX取引に伴うリスクが実現し損失を抱えた場合であっても、これを吸収できるだけの十分な自己資本を確保させるため、厳格かつ適正なストレステストを実施。

○ 金融商品取引業協会の規則（※2）に基づくストレステストの実施

過去最大の相場変動により店頭FX業者の3つのリスク（①顧客未収金リスク、②未カバーポジションリスク、③カバー先の破綻リスク）に想定上の最大損失が実現することを想定

- ストレステストの結果、必要があると思われる場合には、経営の健全性を確保するための措置を講じること

リスク情報の開示（※1）

- 店頭FX業者の決済リスクが顕在化した場合には、投資者や取引先に影響を及ぼす可能性があることから、リスク情報を開示。

○ 未カバー率

店頭FX取引のカバーされていないポジションは、為替相場の変動を直接受けるため

○ カバー取引の状況

カバー取引先が破綻した場合には、再構築コスト等が発生するため

○ 平均証拠金率

店頭FX取引の証拠金率が低い場合には、顧客未収金リスクが大きくなるため

取引データの保存・報告制度の充実

- 顧客に不利な価格で約定するといった不正な取引等を検証できるようにするため、取引データの保存・報告体制を整備。

○ 金融商品取引業協会の規則（※2）に基づく取引データの保存・報告

（保存項目）

- ・ 顧客提示レート
- ・ カバー取引のレート 等

（報告項目）

- ・ 取引の種類、数量
- ・ 通貨ペア
- ・ 約定レート 等

※1 平成30年12月25日に内閣府令改正案のパブリック・コメントを実施

※2 金融庁長官が指定するものに限る。